

全国鉱山保安表彰実施要領

制定	20120919商第48号 平成24年9月19日
改正	20180607保第13号 平成30年6月13日
改正	20191023保第20号 令和元年11月12日
改正	20241217保第1号 令和6年12月18日

安全功労者表彰要領（昭和35年5月19日事務次官等会議申合せ）5（2）に基づく表彰のうち、鉱山保安に関する経済産業大臣表彰は、この要領に基づいて行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰実施時期及び回数

原則として、毎年10月に1回行う。

3. 表彰の対象

表彰の対象は、鉱山（附属施設、休止鉱山を含む。）、保安責任者、保安従事者、保安功労・貢献者及び特別功労・貢献者の5部門とし、表彰数は合計25程度とする。

（1）鉱山

保安成績が特に優秀と認められるもの又は保安技術の改善若しくは保安教育に積極的であり、他の鉱山の模範と認められるものを表彰する。

（2）保安責任者

鉱業権者、保安統括者又は保安管理者として、鉱山の保安管理に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

（3）保安従事者

作業監督者又は鉱山労働者として、鉱山（附属施設を含む。）において災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは保安教育の推進等に顕著な功績のあった者、災害に際して人命救助等の行為をした者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

(4) 保安功労・貢献者

①保安功労者

(2)、(3) 以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者を表彰する。

②救護隊員

(2)、(3) 以外の者で、災害の拡大防止若しくは人命救助等により鉱山保安の確保に貢献し、又は永年救護隊員として鉱山保安の確保に尽力し、かつ、日常における行為が他の鉱山労働者の模範となると認められる者を表彰する。

③団体

鉱山保安の確保、環境保全等に、特に顕著な貢献をしたと認められる協会、救護隊、事業所又は自治体等を表彰する。

(5) 特別功労・貢献者

(1) ～ (4) のほか、特にリスクマネジメント手法の導入の模範となるなど継続的な保安向上に顕著な貢献があった鉱山、個人若しくは団体又は事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人を表彰する。

4. 表彰の上申等

- (1) 産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）は、地方鉱山保安表彰を受けたもののうちから特に優良なものを選定し、推薦順位を附して毎年6月末日までに別紙様式により技術総括・保安審議官に上申するものとする。
- (2) 産業保安監督部長の保安従事者上申数は、別表のとおりとする。その他の上申数は、若干数とする。
- (3) 技術総括・保安審議官は、特に必要があると認められるときは、産業保安監督部長から上申があったもの以外のものについて、推薦を求めることができる。
- (4) 上申又は推薦に当たっては、上申書又は推薦書を添付すること。

5. 審査及び決定

- (1) 経済産業大臣は、原則として毎年8月末日までに、4.(1) 又は(3) により上申等があったものについて、技術総括・保安審議官が別に定めるところにより設置する全国鉱山保安表彰審査会において審査し、特に優良と認められたものについて全国鉱山保安表彰を受けるものとして決定す

る。

- (2) 経済産業大臣は、全国鉱山保安表彰を受けたもののうちから特に優良と認められるものを選定し、内閣総理大臣表彰を上申するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 全国鉱山保安表彰実施要領（平成18・04・14原第1号）及び全国鉱山保安表彰設置要綱（平成18・04・14原第1号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前に全国鉱山保安表彰実施要領（平成18・04・14原第1号）及び全国鉱山保安表彰設置要綱（平成18・04・14原第1号）の規定により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（20180607保第13号）

- 1 この規程は、平成29年7月5日から施行する。
- 2 この規程の施行前に全国鉱山保安表彰実施要領（20120919商第48号）及び全国鉱山保安表彰審査会設置要綱（20120919商局第56号）の規定により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（20191023保第20号）

この規程は、令和元年11月12日から施行する。

附 則（20241217保第1号）

この規程は、令和6年12月18日から施行する。

別表

産業保安監督部（支部・事務所）	上申数（目安）
北海道産業保安監督部	2名以下
関東東北産業保安監督部東北支部	2名以下
関東東北産業保安監督部	5名以下
中部近畿産業保安監督部	3名以下
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1名以下
中国四国産業保安監督部	2名以下
中国四国産業保安監督部四国支部	1名以下
九州産業保安監督部	3名以下
那覇産業保安監督事務所	1名以下
合 計	20名以下

別紙 鉱山保安表彰対象上申書及び鉱山保安表彰対象推薦書様式

部門名
監督部（支部・事務所）名

ふりがな 鉱山名		鉱業権者名		鉱種名	
ふりがな 個人・団体名		年令・生年月日（個人の場合）			
職・所属名					
住所 電話番号	〒				
無災害（鉱害）期間					
無災害稼働延時間					
鉱業経験年数（現鉱山及び他鉱山等勤務年数の合計）					
鉱山・団体の概要（個人の場合 略職等）					
功績の概要（関連事項等について具体的に記載）					
受賞歴					
推薦順位			部通し順位		
推薦意見					

- （備考）（１）鉱山名は施業案中に記載された鉱山を、氏名は戸籍上の氏名をそれぞれ正確に記載する。特に常用漢字以外のものは正確に記載する。
- （２）推薦に当たっては、休廃止鉱山の鉱害防止に携わる者をも配慮して対象に含めること。
- （３）同一の表彰種類において２以上推薦する場合、推薦意見欄には、推薦順位の根拠について記載すること。
- （４）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。